

**「短期滞在」査証申請のための提出基本書類一覧表
特に指定のないものは全て原本が必要です。**

渡航目的	【査証申請人が準備するもの】	【日本側で準備するもの】
<p>➤親族訪問</p> <p>親族・姻族3親等以内の訪問</p>	<p>①旅券 ②査証申請書 ③写真(4.5cm×4.5cm):1枚 ④役職、給与額及び休暇期間が記載された雇用主からの在職証明書 ⑤渡航費用支弁能力を証する資料(渡航費用が日本側負担の場合は不要) ・銀行ステートメントコピー 又は 銀行からの預金残高証明 ⑥親族関係を証明する資料 ・ファミリーブック、住民登録票、出生証明書、婚姻証明書等いずれか1点</p>	<p>①招へい理由書 ②親族関係を証明する資料 ・戸籍謄本等 ③滞在予定表(日本到着便から出発便までの一日ごと) ④招へい人又は身元保証人が外国人の場合には、「有効な在留カード(外国人登録証明書)裏表のコピー又は住民票(記載事項(住民票コードを除く)に省略がないもの)及び旅券のコピー(身分事項及び出入国・在留許可関係の頁)」</p> <p>* 渡航費用を身元保証人が負担する場合には、次の⑤-⑦の資料を提出して下さい。</p> <p>⑤身元保証書 ⑥身元保証人に係わる次の書類のいずれか1点 (注)総所得が記載されているもの ・所得証明書, 又は課税証明書(市区町村役場発行) ・預金残高証明書 ・確定申告書控(写) (税務署受理印のあるもの。但し, e-Taxの場合は「受信通知」及び「確定申告書」) ・納税証明書(様式その2) ⑦身元保証人が日本人の場合には、住民票(家族全員の続柄が記載されているもの)</p>
<p>➤知人訪問</p> <p>➤観光</p>	<p>＜観光目的で申請人が渡航費を負担する場合は以下の書類のみが必要となります＞</p> <p>①旅券 ②査証申請書 ③写真(4.5cm×4.5cm):1枚 ④役職、給与額及び休暇期間が記載された雇用主からの在職証明書 ⑤渡航費用支弁能力を証する資料(申請者が渡航費用を負担する場合) (申請者が在職の場合) ・銀行ステートメントコピー 又は 銀行からの預金残高証明 (申請者が自営業の場合) ・商業登記簿本 ・銀行ステートメントコピー 又は 銀行からの預金残高証明 ⑥滞在予定表(観光の場合)(日本到着便から出発便までの一日ごと) ⑦ファミリーブック</p>	<p>＜知人訪問の場合には申請人が準備する書類の他に以下が必要となります＞</p> <p>①招へい理由書 ②滞在予定表(日本到着便から出発便までの一日ごと) ③旅券のコピー(身分事項及び出入国・在留許可関係の頁)</p> <p>* 知人訪問の目的の場合で渡航費用を身元保証人が負担する場合には、次の④-⑤の資料を提出して下さい。</p> <p>④身元保証書 ⑤身元保証人に係わる次の書類のいずれか1点 (注)総所得が記載されているもの ・所得証明書, 又は課税証明書(市区町村役場発行) ・預金残高証明書 ・確定申告書控(写) (税務署受理印のあるもの。但し, e-Taxの場合は「受信通知」及び「確定申告書」) ・納税証明書(様式その2)</p>
<p>➤短期商用等</p>	<p>①旅券 ②査証申請書 ③写真(4.5cm×4.5cm):1枚 ④所属先からの申請者の在職証明書及び出張命令書 ※役職、渡航目的、渡航経費負担の有無を記した文書(書式自由) ⑤所属先の法人登録証明書及び納税証明書 ⑥ファミリーブック</p>	<p>①招へい理由書 ②滞在予定表(日本到着便から出発便までの一日ごと)</p> <p>* 渡航費用を招へい元が負担する場合には、次の③-④の資料を提出して下さい。</p> <p>③身元保証書 ④法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書 (注) ・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書は提出不要です。 ・個人招へいの場合には、法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書の代わりに「在職証明書」を提出して下さい。</p>

- (注意) ①発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。
②上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。
③在カンボジア日本国大使館 日本国ビザ関係ホームページ <http://www.kh.emb-japan.go.jp/consular/visa/visa-index.htm>
④在カンボジア日本国大使館 領事班代表メールアドレス consular.jpn@pp.mofa.go.jp